令和８年４月１７日

取引業者各位

国立大学法人静岡大学
財務施設部
契約課長
調達管理課長

物品、役務契約の分割発注について（注意）

拝啓　陽春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、物品、役務の契約は競争方式を原則としております。この例外として、事務簡素化（手続きの簡素化）を目的に認めているのが随意契約です。これは、すべての契約について一般競争入札を実施するには多くの人手が必要で、人件費コストも膨大となり、物理的に不可能であることから、例外的に認めているものです。

また、その判断基準は一定の契約金額（税込金額）を境に区分されており、例えば本学の物品契約においては１００万円以上なら見積競争、５００万円以上なら一般競争、2,000 万円以上なら政府調達の手続きを経る必要があり、１００万円未満については随意契約を認めております。（ただし、教員発注が可能な範囲は、１物品５０万円未満かつ１契約１００万円未満に限ります。）

分割発注とは、「競争を逃れるため、意図的に契約を分割し、特定の業者と随意契約を行う行為」であり、原則である競争方式を歪め、適正な価格での契約を阻害する恐れがあるとともに、業者との癒着も疑われ、適正な契約手続きとは認められません。

さらに、分割発注の発覚を逃れるために教職員と結託するなどして書類の日付を操作して故意に事実と異なる日にしてしまうことは不正行為（虚偽記載、書類偽造）となります。

教職員には指導を行っておりますが、入札を回避するための分割発注は不適切な会計処理となりますので、皆様におかれましてもご留意いただくとともに、もし分割発注と思われるケースがありましたら、事前に契約部署・担当者へご連絡くださいますようよろしくお願いいたします。

敬具